

相模原市農業委員会第15回会議議事録

開 会 日 時 令和2年5月29日 午後1時39分

閉 会 日 時 令和2年5月29日 午後2時57分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (印)

	西山和秀		中里州克		榎田和子
	八木拓美		市川忠孝		藤村達人
3	關山富雄		小林康史		高橋三行
	古木清		齋藤憲一		天野明
	江藤昭利		菱山喜章		加藤正博
	阿部健		八木健一		
	渋谷利雄		金井睦		

出席委員 18名

欠席委員 1名(3番關山富雄委員)

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議 長

議席 16 番

議席 6 番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第 8号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第 9号	農地法第4条の規定による許可申請について
4	議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第12号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第13号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第14号	農用地利用配分計画の作成について
9	議案第15号	相模原市農業委員会委員の辞任について
10	議案第16号	事務局職員の任免について
11	報告第 8号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
12	報告第 9号	非農地証明書の発行について
13	報告第10号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第11号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第15回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（鈴木次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は18名で定足数に達しております。

3番、關山富雄委員より、欠席の旨、通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、16番藤村達人委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程 2 議案第 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号 3 - 3 及び 3 - 1 0 0 1 は、農地法第 3 条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和 2 年 5 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2 ページを御覧ください。

收受番号 3 - 3 は、譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 1 ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は中央区田名の畑、2 筆、1, 1 4 7 m²です。今後の作付はオリーブの栽培を予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地 2 筆、2, 2 4 6 m²全てを適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の 2, 0 0 0 m²以上を満たしております。農作業常時従事要件については、譲受人本人が 1 6 0 日、長女が 8 0 日で従事要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上 4 点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号 3 - 1 0 0 1 は、緑区小倉に住む譲受人が、東京都立川市に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 2 ページを御覧ください。申請地は小倉の畑、1 筆、3 0 8 m²です。今後の作付は露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地 4 筆、2, 2 7 1 m²を全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の 2, 0 0 0 m²以上を満たしております。農作業常時従事要件については、譲受人が 2 0 0 日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上 4 点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号 3 - 3 については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

1 4 番（金井委員）

5 月 2 4 日に現地調査をしてきました。現在、作物等の耕作はしてありませんが、き

れいに整備された2筆でした。今後、オリーブの栽培ということであれば、特に問題はないと思われます。御検討よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3 - 1001については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

5月20日に現地調査をしました。譲受人が所有権移転で経営規模拡大をするものがあります。所有地は小倉橋の下流、約300メートルちょっとぐらいですかね、相模川に面した畑で、民家の庭の延長線のようなところにあり、きれいに整備がされていました。特に問題ございませんので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第8号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程2議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第9号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-3は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年5月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号4-3は、申請人が所有する磯部の農地、1筆、330㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、南側、西側は安全鋼板を設置し、北側は既設コンクリートパネルを利用し、土留めをする計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約330mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-3については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

5月25日に現地調査に行っていました。立地基準は2種農地で、周辺への影響は、周辺が駐車場、資材置場として利用されておりますので、取り残された農地となっております。写真を見ていただきますと、大分草が出て荒れておりますが、私が現地調査に行ったときには、きれいになっていました。雨水や土の流出はないと思います。写真を見ていただきますと、道路から少し高くなっておりますが、以前の駐車場整備に伴ってできたところですので、その続きの中の挟まっている農地で、駐車場として整備されたほうが環境的にもよろしいのかと思います。よろしく御判断いただきたいと思います。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第9号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3 議案第9号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第10号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-2から5-3及び5-1005は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年5月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページから7ページを御覧ください。

收受番号5-2は、譲受人の株式会社大翔が、譲渡人が所有する新磯野の農地、1筆、495㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産業を営んでおり、土木事業者の使用している資材置場が事業拡大に伴い手狭となったため、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側、南側に万能鋼板を設置し、東側は既設鋼板を利用し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草中学校の北西約120mです。

続きまして、收受番号5-3は、譲受人の株式会社本田興産が、譲渡人が所有する麻溝台の農地、1筆、376㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している駐車場及び資材置場が分散しているため、新たに駐車場及び資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック1段で土留めをし、雨水については、砂利敷き及び雨水浸透柵による敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の北西約350mです。

続きまして、收受番号5-1005は、譲受人の日本ハウジング株式会社が、譲渡人が所有する太井の農地、2筆、113㎡の所有権移転を受け、建て売り住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、建て売り住宅1棟を建築し、販売するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、西側の一部と北側にコンクリートブロック2段を設置し、南側及び東側は隣接地への既存コンクリートブロックを利用します。雨水については、雨水浸透柵による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中野保育園の東約610mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 2について、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

先ほどと同じく、5月25日に現地調査に行ってみりました。立地基準は2種農地です。周辺への影響は、周辺も駐車場や資材置場が変わって、開発といいますか、きれいにされております。これも取り残された農地となっておりまして、写真で見ると、隣も万能鋼板で、中は車置場となっております。雨水や土の流出はないと思います。こちら辺も隣は漏れたりして少し荒れておりますが、取り残された農地として、新たな開発行為といいますか、きれいな状態で管理されたほうが、土地の環境衛生上よろしいかと思えます。よろしく御配慮いただきたいと思えます。

以上です。

議長（八木会長）

收受番号5 - 3について、南区担当の關山委員にお願いするところでございますが、本日、欠席しております。

關山委員より、5月28日に現地確認をしたところ、農地には接しておらず、接道もとれており、特に問題はなかったとの報告を受けております。

引き続きまして、收受番号5 - 1005について、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

5月24日に現地を確認してまいりました。現地は住宅と水路に囲まれたところで、休耕地になっていまして、別に問題はないかと思えますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第11号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、8ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5 - 1004は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年5月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9ページを御覧ください。

收受番号5 - 1004は、貸出人が所有する緑区根小屋の農地、4筆、3,520㎡のうち、2,904.83㎡に使用貸借権を設定し、農地造成及び仮設進入路として一時転用するための申請です。転用期間は、許可後1年間の予定です。案内図は7ページを御覧ください。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。農地区分は農業振興地域内農用地区域です。申請理由といたしましては、長い間耕作をしておらず、土壌が耕作に適していない状態であるため、耕作予定の作物に適した土壌へ改良し、畑として利用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、仮設進入路の出入口を除き、周囲を工事用フェンスで囲い、また、施工については、隣接地境界から50cm下がって作業をする計画となっています。雨水については、敷地内浸透とする計画です。造成後は、ニンジン、ジャガイモ、サツマイモを知人の農業者に耕作してもらえるように、現在、話を進めています。申請地は市立根小屋小学校の南約18mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 1004について、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

5月24日に現地を確認してまいりました。問題はないと思いますが、すぐ近所に住宅が何軒か建っていますので、工事をするときには、十分注意して作業していただきたいと思います。また、現在、不耕作地帯になっていますけれども、土壌を入れ替えた後は耕作していただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

17番（高橋委員）

土の搬出に当たって、掘削の深さはどのくらいになるのでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

9.5cmを予定しております。

17番（高橋委員）

分かりました。

16番（藤村委員）

事務局からの説明も多少ありましたけれども、ホームページで検索した地図情報の画像を見ますと、これまで、少なくとも5年間は全く放置状態、もっと前から放置していたと思うんですけれども、本人がしっかり管理しているかどうかというのが全く分からないですね、非常に怪しい。何をするか分からないので、不許可が相当だと思います。

事務局（伊藤担当課長）

一応、本人が管理、耕作するわけではなく、知人の農業者に貸し出すために、今、話を進めていると聞いております。

17番（高橋委員）

今、農地の保全として、農協などで貸出しとか進めているじゃないですか。だから、農業委員会も、貸出しがしっかりできたらやっていいよというような条件をつけられたらいかがでしょうか。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

本人からは、知人の農業者に貸す予定で、今、話を進めていると伺っておりますので、現在やっていなくても、この先の話なので、見守っていくつもりではおります。

17番（高橋委員）

確約がとれたら許可を出すということではいかがでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

確約というか、今、貸し出すということで話を進めているんですが。

17番（高橋委員）

それは、あやふやです。今、農業委員会でも一生懸命、農地の保全に努めているわけじゃないですか。この点について、我々農業委員会もしっかりと見守っていく必要があるということで、私は藤村委員と同意見でございます。

議長（八木会長）

ほかの委員さん、いかがですか。

16番（藤村委員）

ということは、まだ、次の方が決まっていない。

事務局（伊藤担当課長）

やる方は、知人の農業者ということで決まっています。ただ、まだ、農地としての状況ではないので、貸借りの利用権といったところには至っておりません。

16番（藤村委員）

要は、決まっているけれども、恐らく、決まっていないということなんだ。

事務局（伊藤担当課長）

農地として使えない状態ですから、権利設定などは、まだ、やっておりません。ただ、利用する方は決まっています。

16番（藤村委員）

ということは、しっかり見守っていくということになりますかね。

事務局（伊藤担当課長）

はい、そのようになります。

議長（八木会長）

ほかの委員さん、何か御意見ございますか。

18番（天野委員）

今回の申請につきましては、使えない農地も使えるような農地にするため、土の入れ替えのための許可になるわけですね。

議長（八木会長）

はい。

18番（天野委員）

だから、現状よりは非常によくなるということで、そうすれば利用価値が上がるということで、私はいいんじゃないかなと思います。

17番（高橋委員）

現地調査へ行った人に聞きますけれども、現在の土はどんな状態になっているんでしょうか。

議長（八木会長）

市川委員さん、分かりますでしょうか、現地を確認しての土の状態だそうです。

9番（市川委員）

今のところ、ほとんど作物は作っていなかったような荒地になっていました。

17番（高橋委員）

荒地じゃなくて、どんな土だったか。例えばガラがあるなど、そういう状態だから、それをどかすんだよということであれば話は分かりますけれども、黒土だったよというのであれば、後を継ぐ人がきちんと確保できれば私はいいと思っていますけれども、その辺が、とても、あやふやなんです。農業委員会の役目を果たしていないんじゃないかと私はそう思ったから質問しているんです。

9番（市川委員）

土は黒土だと思うんですけれども、痩せ地には痩せ地です。

議長（八木会長）

ほかの委員さん、いかがですか。

16番（藤村委員）

引き継がれる方の作付計画などを確認しておければ、すごく明確になると思ったんですが、いかがでしょうか。ですから、今回は保留ということでどうでしょう。

事務局（伊藤担当課長）

作付計画は提出されております。営農計画自体は提出されており、先ほど説明したとおり、ニンジン、ジャガイモ、サツマイモなどの露地野菜を知人の農業者に耕作してもらおうよう、現在、話を進めていますということです。

17番（高橋委員）

確約を取ってください。

議長（八木会長）

今後、事務局で本人に確約を取っていただく中で、本日、審議していただくか、後日、確約を取ってから、再度、審議していただくか、どちらがよろしいでしょうか。

17番（高橋委員）

それが農業委員会の役割だと思っていますので、次回に回していただければありがたいと思っています。

議長（八木会長）

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

4番（古木委員）

今、高橋委員が言ったように、確約を取っていただくように。また、よく見えないんだけど、95cmの深さに穴を開けて土を入れ替えるよという計画も、日程を含めて、どのようにやっていくという確約を取ってほしい。それで、再度、申請していただければよろしいんじゃないでしょうか。

11番（齋藤委員）

いずれにしても、貸出人が法に従って、荒れ地をきちんとした畑にするんだということで、先のことについて勘ぐって、一々、口出しする必要はないんじゃないかと言われないですかね。やっていることについては、恐らく、こんなふうになったらよくないとか、あんなふうになったらよくないということなんだけど、結局、それは憶測であって、理論的に考えたら、土を入れ替えて、きちんと畑を作るんだよ、耕作できるような状態にするんだよということだから、何ら問題ないんじゃないのと言われないかなとちょっと危惧するんですけど、いかがなものでしょうか。

議長（八木会長）

ただいまの齋藤委員の御意見に対して、ほかの委員の皆さん、いかがですか。

18番（天野委員）

齋藤委員の言われるように、畑を現状よりもよくするという申請だと思います。ですから、95cm掘って土を入れ替え、入れ替えた土をどこへ持って行って、今度はどこの土を入れるか。それと、95cmという入れ替えの担保を確実にやるということですね。事務局の担当者が確実に95cmということを検査すれば、私はよろしいんじゃないかなと思います。それと、話し合いをしているというなら、借りる人の住所、氏名まで申請書に入れさせたらいかがでしょうか。

以上でございます。

議長（八木会長）

事務局、今の意見に何かありますか。土をどこから持ってきて、どこから出すという。

事務局（伊藤担当課長）

まず、土の移動について、ここの農地の土は、譲受人側の業者のストックヤードに一時保管します。搬入される土については、横浜市での建設工事を行っている場所から搬入することになっております。搬入される土の成分についても、きちんと検査を受けて、その結果もついております。

議長（八木会長）

今、事務局から説明をいただきましたけれども、この件は一時転用で農地造成ということですが、ほかの委員さん、何か御意見ございますでしょうか。

16番（藤村委員）

作付計画の説明がなされましたけれども、出したのは向こうの業者じゃないですか。本人が何を言っているか分かっているんですか。

事務局（伊藤担当課長）

作付計画は、当然、本人からの聴き取りによって、申請業者が作ってきています。

16番（藤村委員）

だから、業者が出したのであって、本人が出したものじゃないんですね。

事務局（伊藤担当課長）

本人から聴き取りをして、業者が作成して持ってきていますが、それではいけないのでしょうか。

16番（藤村委員）

とにかく、本人とは誰も会っていないんですね。

事務局（伊藤担当課長）

どの案件もそうですけど、基本的には、仲介業者というか、代理人が来て、書類を提出していきますから、私どもは、申請人や当事者には直接会っていません。

17番（高橋委員）

ですから、我々農業委員会の立場として、こういう総会にかかったものですから、総会として、我々がどういう態度をとったらいいんだろうと考えたときに、こういったものに関して、土の入れ替えですよと、それで、また農地として残すんですよと。この説明では、ずっと畑をやっていない人が、ここで土壌入れ替えをやることによって、ほかの人に貸しますよと。ほかの人に貸すんならば、きちんとした立証がなければ、何で土の入れ替えをするんですかと、それは土を売るんだよと、それは分かっていますよ分かっているけれども、だから、やるんだから、その辺の裏づけを取ってほしいなど。そうすれば、よりいい農地になるんだから、何も反対しているわけじゃないんですよ。裏づけがあれば、それでいいよと、こういうことですよ。お願いしますよ、我々、農業委員として、農地を保全する役割があります。

4番（古木委員）

こういう土の入れ替えで、二、三年前に1件あったんですよ。ブルドーザーでかなり穴を掘って土の入れ替えをしたんですが、終わったときに、元のような畑にはなっていないんです。石がごろごろ入っていて、前任者と一緒に元の黒い土に戻すようにという申込みをしたことがあるんです。一応、土の入れ替えをやって、砂利等がなくなりました。ただ、その畑は何にも作られていません。もう丸2年たっておりますが、そんな結果です。

事務局（鈴木次長）

それでは、この議案の内容に対して、御理解いただいている委員さんもいらっしゃる、確実に履行できるのかということをもう少しきちんと押さえたほうがいいよという御意見もございましたので、耕作に関する計画や確約というか、耕作する、しないというところを改めて説明させていただくということでご理解いただければと思います。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、今の事務局の話のとおり、よろしく願いいたします。

日程6 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

それでは、日程に移ります。

続いて、日程6議案第12号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-1009から2-1010は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年5月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページを御覧ください。

整理番号2-1009は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は8ページを御覧ください。契約期間は3年7か月、件数は1件、1筆、面積は2,144㎡です。

続きまして、整理番号2-1010は、経営規模拡大のため、農地所有適格法人以外の法人が解除条件付きで新たに利用権を設定するものです。案内図は9ページを御覧ください。契約期間は19年7か月、合計で1件、1筆、783㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

太陽光の関連で出ていましたよね。それで、今回は太陽光との関係はどういうふうになっているのかというのが1つですね。

それから、ブルーベリーの作付をするということなんですが、誠実にやるということを知りたい。

事務局（伊藤担当課長）

先日、私も現地を確認に行きました。以前の太陽光の施設については、工事自体は全て終わっているような状況ですが、最終の電気を送電するところ、要は、電線に、まだ接続がされていません。要は今般の新型コロナウイルス感染症の関係で、そういった工事も進んでいないように思われます。

2点目のブルーベリーですけれども、こちらは大きなポットでブルーベリーを栽培しておりまして、養液栽培で、こちらについてはきちんと行われております。

以上です。

16番（藤村委員）

了解しました。

議長（八木会長）

ほかの委員さん、よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第12号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程6 議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第13号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、議案の朗読の前に、本案件について説明します。

本案件は、全て旧相模原市内の農地でありまして、農地中間管理機構の公益社団法人神奈川県農業公社から委託を受けている相模原市農業協同組合の仲介による借受けであります。

次の議案についても、同じく委託を受けている相模原市農業協同組合が仲介となって貸し出す議案となっております。

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-2から2-10は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年5月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページから17ページを御覧ください。案内図は10ページから18ページを御覧ください。

整理番号2-2から2-10は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が所有者から農地を借り受けるためのものです。件数は9件で、22筆、面積は16,153.36㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第13号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第13号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 1 4 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 1 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、18 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 1 4 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 2 - 2 から 2 - 9 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により、令和 2 年 5 月 1 1 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 2 年 5 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19 ページから 21 ページを御覧ください。案内図は 10 ページから 18 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 2 から 2 - 9 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 8 件、22 筆、面積は 16,153.36 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 4 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 8 議案第 1 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第15号 相模原市農業委員会委員の辞任について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第15号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、8番中里委員には、恐れ入りますが、御退出をお願いいたします。

8番 中里州克委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程9議案第15号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（鈴木次長）

それでは、22ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第15号 相模原市農業委員会委員の辞任について。令和2年5月31日付けをもって、相模原市農業委員会委員を辞任したい旨の願いが相模原市長及び相模原市農業委員会会長あてに提出されたので、農業委員会等に関する法律第13条の規定による同意をするものとする。辞任しようとする者 氏名 中里州克。令和2年5月29日提出。相模原市農業委員会会長。

本件につきましては、中里州克委員から御説明がございましたとおり、辞任願が市長及び農業委員会会長に提出されたことに伴うものです。農業委員会等に関する法律第13条では、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるものと規定されておりますことから、その同意を得るために提案するものでございます。よろしく御決定くださいますようお願いいたします。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第15号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、8番中里委員には、お戻りいただくようお願いいたします。

ます。

8 番 中里州克委員 会議参加

日程 10 議案第 16 号 事務局職員の任免について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 16 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（鈴木次長）

それでは、23 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 16 号 事務局職員の任免について。令和 2 年 6 月 1 日付けで、次のとおり事務局職員を任免する。事務局職員 松浦毅。相模原市農業委員会事務職員に任命する。農業委員会事務局津久井事務所長に補する。令和 2 年 5 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案につきましては、津久井事務所長の任免に関するもので、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項において、職員は農業委員会が任命すると規定されておりますことから、管理職職員の任免について提案するものでございます。

また、私、次長の兼任につきましては、5 月 31 日をもって解除となるものです。なお、事務局職員全体の体制につきましては、後ほど、全員協議会で説明いたします。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 16 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 10 議案第 16 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 報告第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 2 報告第 9 号 非農地証明書の発行について

日程 1 3 報告第 1 0 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 4 報告第 1 1 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 1 報告第 8 号から日程 1 4 報告第 1 1 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で日程 1 1 報告第 8 号から日程 1 4 報告第 1 1 号を終わります。
本日の相模原市農業委員会第 1 5 回総会の日程は以上です。

日程5 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局（鈴木次長）

議案の説明及び質疑の際に事務局から説明させていただきましたが、補足説明をさせていただきます。

農地復元のための一時転用であり、農地造成を行うことによって農用地を活かしていくものです。

造成後の営農計画においては、次のとおり耕作いたしますとして、作付けは、露地野菜、人参・じゃがいも・さつまいも。知人の農業者に耕作してもらえるよう、現在、話を進めている。播種は、サツマイモ4月、人参8月、じゃがいも9月との計画になっています。

質疑の中では委員から、公正・公平性をもった審議によって農業委員会の役割として適切な判断が求められるため、造成後における確実な履行について意見をいただきました。

その際に、事務局からの説明が不足しておりましたが、事業実施の確実性を示す書類としましては、理由書、一時転用の誓約書、事業計画書、営農計画書、施工計画、農地復元計画・誓約、地質分析結果、優良農地にすることを目的とした造成作業を記した内容の農地造成工事契約書等の書類の提出を受けています。

こうしたもと、質疑の中での委員意見を受けまして、再度、借受人である事業者に造成後の耕作について確認をいたしましたところ、事業者からは、申請に当たって隣接住民に工事の説明をした際、耕作させてもらいたいとの意向を4～5名受けている、先ずは造成後に貸出人の子どもが隣接住民と一緒にやっっていく、との回答を受けました。

このように、事業実施の確実性を示す書類の提出を受け、審査基準も満たしているということで上程しており、合わせて、質疑での意見を受けて、事業者に再度聴取し、耕作することを確認いたしました。

さらに、質疑の中で、農業委員・推進委員の関わりや農地中間管理事業についての意見がありましたので、申請者に対しましては、農用地区域として農業上の利用を確実に図ることとともに、農業委員・推進委員による活動や農地中間管理事業についての制度説明や活用を申し添えまして、農業委員や事務局で見届けることといたします。

議長（八木会長）

出席委員に対して、異議の有無を諮り、全委員が異議なしであり、議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、相模原市農業委員会第15回総会の議事を全て終了いたします。